

寄付講座の設置に関する協定書

国立大学法人岡山大学（以下「大学」という。）と広島県（以下「県」という。）及び福山市（以下「市」という。）とは、県及び市により大学に設置する寄付講座について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この寄付講座は、県及び市の要請に基づき、大学において、福山・府中圏域（以下「圏域」という。）における小児救急医療に関わる医師の育成、効果的な医療提供体制に関する研究、地域住民への普及・啓発を行うことで、将来に亘り持続可能な小児救急医療体制の構築に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 寄付講座の名称は、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科小児急性疾患学講座とする。

（研究・教育等の内容）

第3条 第1条の目的を達成するため、大学は寄付講座において、次に掲げる事業に積極的に取り組むこととする。

- （1）圏域の小児救急医療提供体制の課題と解決策に係る調査・研究
- （2）圏域の基幹的病院を実践フィールドとした小児救急医療を担う医師の育成
- （3）小児救急医療に関する地域住民を対象とした公開講座の実施等

（設置場所等）

第4条 寄付講座は大学に置くものとし、前条の研究・教育を実施するうえにおいて、その実践フィールドは圏域の基幹的病院（「福山医療センター」、「福山市民病院」、「中国中央病院」、「日本鋼管福山病院」）とする。

（研究・教育等の体制）

第5条 大学は寄付講座に小児科医である教員を2名以上置き、第3条の研究・教育等を行うものとする。

（設置期間）

第6条 寄付講座の設置期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までとする。

（寄付金の額）

第7条 寄付講座の設置に係る寄付金の額は、各年度、金20,000,000円とし、その内訳は、県が金10,000,000円、市が金10,000,000円とする。ただし、平成26年度以降の本協定にかかる県又は市の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県又は市は寄付金の額を変更することが出来るものとする。

2 大学は、前項ただし書きにより、寄付金の額が変更された場合において、事業の継続が困難と判断したときは、県及び市と協議を行い、事業の変更を行うことができるものとする。

(寄付金の使途)

第8条 前条の寄付金は、第3条の研究・教育等を実施するために必要な経費に充てることとする。

(支払いの方法)

第9条 県及び市は、寄付講座の設置にかかる寄付金を、年度ごとに一括して毎年度4月末までに大学に支払うものとする。

(研究・教育の成果)

第10条 大学は、研究・教育等の成果を一年度ごとに、当該年度の翌年度4月末までに、県及び市に報告するものとする。

2 研究・教育等の成果は、県及び市も利用できるものとする。

(変更)

第11条 大学、県及び市は、本協定の内容に変更を加えようとする場合は、その対応について誠意をもって協議するものとする。

(その他)

第12条 本協定に関して疑義が生じた場合は、大学、県及び市はその都度、誠意をもって協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、各自その1通を所持する。

平成25年3月25日

岡山県岡山市北区津島中一丁目1番1号
国立大学法人岡山大学
学長

【署名】

広島県広島市中区基町10番52号
広島県知事

【署名】

広島県福山市東桜町3番5号
福山市長

【署名】